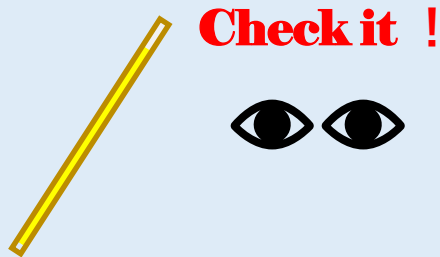


飼養する雌畜への 家畜人工授精等の適正実施のために

飼養する雌畜に家畜人工授精等を行う際に、父子不一致が起こらないよう
下記に努めるようお願いいたします。

① 家畜人工授精等を行う際の確認の徹底



精液や受精卵を融解する際にストローに記載されている種雄牛の名前、家畜人工授精用精液の採取年月日等を確認し、予定している精液等と間違いがないかを確認すること。

② 家畜人工授精等を行った記録と保管



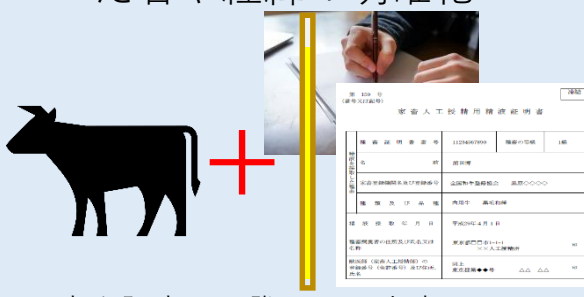
精液等を注入又は移植後は、速やかに注入等した雌畜の名前、個体識別番号等、精液等の情報、精液等証明書（ラベル）の記載内容等を確認し、記録・保管すること。

③ 証明書（ラベル）及び使用済みストローの適正管理



子牛の販売に際して、正確な書類の作成ができるよう、使用済みストローと対応する精液等証明書と突合できるように適正に管理すること。

④ 家畜人工授精等を行った者や経緯の明確化



子牛を販売する際には、生産にかかる情報（注入等した年月日、両親の情報、家畜人工授精等を行った者の氏名等）を証明する書類を作成し、保管していたストローと精液等証明書を添付するなど人工授精等を行った者や経緯が明確となるようにすること。

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町107-1）

TEL:048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）